

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (税 務 課) 一
- 管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定 (食と暮らしの安全推進課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 二
- 保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託 (子育て社会推進室) 二
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更 (同) 二
- 土地改良区の定款変更の認可 (大河原地方振興事務所) 三
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 三
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (広 報 課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (震災復興推進課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (林業振興課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契 約 課) 六
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体 監 査 委 員 八
- 宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令 八

告 示

ページ

○宮城県告示第三百八十九号

宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和二年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所等の所在地	指定取消しの年月日
株式会社三興石油	代表取締役 小野寺 秀敏	本吉郡南三陸町志津川字天王山 二十二番地一	令和二年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。

令和二年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

二 講習会の日程及び会場

1 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

令和二年九月二十八日（月）、十月五日（月）、及び十月十二日（月）

(二) 会場

東京エレクトロンホール宮城

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

2 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

令和二年九月二十八日（月）、十月五日（月）、及び十月十二日（月）

(二) 会場

東京エレクトロンホール宮城

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

三 受講料

一人につき一万六千円

○宮城県告示第三百九十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和二年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
美里町立南郷病院	美里町木間塚字原田五番地	令和二年五月一日	令和五年四月三十日

○宮城県告示第三百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を令和二年三月三十一日次のとおり委託した。

令和二年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百九十五号

柴田郡村田町外一町澄川土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月二十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年五月一日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 笹 出 陽 康

○宮城県告示第三百九十六号

迫川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月二十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年五月一日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 佐 藤 靖

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 広報紙「みやぎ県政だより」配布業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部広報課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和二年四月二十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台市長 郡 和子 仙台市青葉区国分町三丁目七番一号

五 契約金額 三千六百九十二万九千七百七十二円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和二年度震災復興広報強化業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部震災復興推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和二年三月三十一日
 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社河北アド・センター 仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号

五 契約金額 三千八百六十二万円
 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び予定数量

(一) 調達案件 令和二年度宮城県森林情報管理システム森林計画図等適正化業務

(二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日の翌日から令和三年三月二十六日まで

4 履行場所 宮城県水産林政部林業振興課分室ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立

てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

<p>9 過去五年間に地方公共団体の森林計画図の作成又は修正若しくは林地台帳の整備に係る契約を締結し、かつ誠実に履行した実績を有すること。</p> <p>10 ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）及びJISQ（プライバシーマーク）の認証を取得していること。</p> <p>11 空間情報総括監視技術者の資格者を有し、本業務に従事させること。</p> <p>三 入札参加資格申請場所及び提出期限</p> <p>宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局 契約課管理班（〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二一-三三三三）へ令和二年五月二十五日（月）午後五時までに提出すること。</p> <p>四 入札書の提出場所等</p> <p>1 電子調達システムの利用</p> <p>(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。</p> <p>(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。</p> <p>2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先 〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>宮城県水産林政部林業振興課地域林業振興班（担当 野田 隆紀 電話〇二二-二二一-二二九一四）</p> <p>3 一般競争入札参加資格審査</p> <p>入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>4 入札参加資格確認申請期限</p> <p>令和二年六月三日（水）午後五時まで</p> <p>5 入札書の提出期限及び場所</p> <p>(一) 日時 令和二年六月十七日（水）午後五時まで</p> <p>(二) 場所 2に同じ。</p>	<p>(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>6 開札の日時及び場所</p> <p>(一) 日時 令和二年六月十八日（木）午前十時</p> <p>(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階水産林政部林業振興課</p> <p>五 入札に参加することができない者</p> <p>1 二に定める資格を有しない者</p> <p>六 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもの有無 無</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は入札説明書による。</p> <p>七 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature of Service(s) : Forest Plan Map Optimization Duties of Forest Information Management System during Fiscal Year 2020</p> <p>2 Contract Period : From the day of contract settlement to March 26, 2021</p> <p>3 Bid Submission Deadline : June 17, 2020, 5 : 00 p.m.</p>
---	---

4 Place and Time of Bid Selection : June 18, 2020, 10 : 00 am.

Forestry Promotion Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor

5 Contact Information : NODA Takao, Regional Forestry Promotion Section, Forestry Promotion Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan
Tel: 022-211-2914

6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 可搬型モニタリングポストほか 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和三年二月十二日(金)

4 納入場所 宮城県環境放射線監視センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県品の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城

県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和二年五月二十一日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 影山 裕也 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和二年五月二十一日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年五月二十一日（木）午前九時から令和二年五月二十九日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年五月二十九日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和二年六月四日（木）午前九時から令和二年六月十二日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和二年六月十二日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和二年六月十五日（月）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Portable Radiation Monitoring System (1 unit)

2 Deadline for Delivery : February 12, 2021 (Fri)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Environmental Radiation Monitoring Center

- 4 Deadline for Bid Submission : June 12, 2020 (Fri), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : KAGEYAMA Yuya, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan.
TEL.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十四号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和二年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年五月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
阿部まさはる後援会	須田 祥蔵	柳田 貴之	石巻市渡波字祝田の巷一―三
天野秀実後援会	山田 浩志	早坂 展	加美郡色麻町王城寺字下除六四―一
あめもり修一後援会	遠藤 茂	雨森 礼子	多賀城市中央二―九―五
石川良彦後援会	山口 瑞彦	高橋 嘉喜	黒川郡大郷町山崎字畑中七九
菊地しんじ後援会	菊地 伸志	菅井 昭吉	仙台市太白区西中田二―一五―一
くまざわ孝雄後援会	熊澤 孝雄	猿田 啓子	仙台市太白区大谷地二―二二
甲田りょうじ後援会	甲田 涼司	甲田 里美	仙台市泉区七北田字八乙女二―一
甲田りょうじと新しい仙台をつくる会	甲田 涼司	甲田 里美	仙台市泉区七北田字八乙女二―二
齊藤秀行後援会	齊藤 秀行	齊藤 伸子	富谷市明石台五―二―二
齋藤英之助後援会	齋藤 義範	齋藤 秀俊	刈田郡蔵王町大字塩沢字天王七―一―八
堺まさる後援会	堺 健	三上洋一郎	気仙沼市駒形一―一―一
佐藤克彦後援会	佐藤 三重	佐藤日出男	富谷市二ノ関内ノ目五五
佐藤仁一後援会	佐藤 斉子	佐藤 良	気仙沼市唐桑町中井一二五
JOS	佐藤 裕人	伊藤 潔	仙台市泉区七北田字東裏二

監査委員

○宮城県監査委員訓令第二号

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年五月一日

宮城県代表監査委員 石 森 建 二

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県監査委員事務局処務規程（昭和五十八年宮城県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条 監査チームの項に次の一号を加える。

十三 内部統制評価報告書の審査に関すること。

第五条第三項の表主幹の項中「主査」を「主任主査及び主査」に、「総括整理」を「整理」に改め、同表主任主査の項中「特に命ぜられた事項を処理」を「主査及び技術主査の事務を整理」に改め、同表技術参事の項中「専門的技術」を「専門技術」に改め、同表技術主幹の項中「技術主査」を「主任主査及び技術主査」に、「総括整理」を「整理」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項から第四項までに掲げる職のほか、事務局の内部組織の必要に応じ、会計年度任用職員（運転技術）及び会計年度任用職員（事務補助）を置くことができる。

第七条第一項中「主管課長」を「各主管課長」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

しかま英夫後援会	小室袈婆雄	宍戸 勇男	白石市小原字西二五―一
主体的市民として活動し仙台を良くする会	鈴木 澄恵	鈴木 澄恵	仙台市若林区三百人町五〇
菅原正剛後援会	山田 悦郎	二上 信昭	栗原市瀬峰長者原五四―六
高橋理茂後援会	大川 茂	小野寺保見	遠田郡涌谷町小里字長根南二一七
高橋正俊後援会	門間 幸一	高橋 奏	登米市南方町上砥落七―一
武田あきら後援会	佐藤 友理	高橋 英子	富谷市成田五―一―一
登米市政を考える会	武田 暁	武田 恵子	角田市尾山字横掛二七
畑山和晴後援会	鈴木 信男	千葉 晃通	登米市南方町狼掛一―四
ほりうち周光後援会	畑山 和晴	畑山 律子	富谷市成田三―三二―五
渡辺しょうじゅ後援会	堀内 周光	遠山 政幸	仙台市宮城野区日の出町一―一―二二
	渡辺 庄寿	渡辺 雅子	亶理郡亶理町荒浜字隈崎六―四三

(単純労務職員である会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

第十二条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮城県条例第四十八号)第十五条第二項に規定する任命権者が別に定めるものについては、会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程(令和二年宮城県訓令甲第一号)の規定の例による。

附 則

この訓令は、令和二年五月一日から施行し、改正後の宮城県監査委員事務局処務規程の規定は、令和二年四月一日から適用する。